

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について
藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）7月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

公布の日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市八ヶ岳野外体験教室の宿泊棟のうち硫黄岳及び天狗岳について使用できる期間を変更することに伴い、使用できる期間に関する規定の整備を行う必要による。

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則（平成4年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表宿泊棟の項中「横岳」の次に「，硫黄岳，天狗岳」を加え，「硫黄岳，天狗岳」及び「4月1日から10月31日まで」を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則(平成4年教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行																						
○藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則 平成4年3月19日 教委規則第1号 （使用できる期間） 第3条 野外体験教室の宿泊施設を使用できる期間は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">宿泊施設</th><th>使用できる期間</th></tr><tr><td colspan="2">本館（管理棟）宿泊室</td><td rowspan="3">1月1日から12月31日まで</td></tr><tr><td>宿泊棟</td><td>編笠山，権現岳，西岳， 赤岳，阿弥陀岳，横岳， 硫黄岳，天狗岳</td></tr><tr><td colspan="2">テント</td></tr></table> （平成 17 教委規則 4・追加，平成 30 教委規則 2・令和元教委規則 5・一部改正） 【改正附則省略】	宿泊施設		使用できる期間	本館（管理棟）宿泊室		1月1日から12月31日まで	宿泊棟	編笠山，権現岳，西岳， 赤岳，阿弥陀岳，横岳， 硫黄岳，天狗岳	テント		○藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則 平成4年3月19日 教委規則第1号 （使用できる期間） 第3条 野外体験教室の宿泊施設を使用できる期間は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">宿泊施設</th><th>使用できる期間</th></tr><tr><td colspan="2">本館（管理棟）宿泊室</td><td rowspan="3">1月1日から12月31日まで</td></tr><tr><td rowspan="2">宿泊棟</td><td>編笠山，権現岳，西岳， 赤岳，阿弥陀岳，横岳</td></tr><tr><td>硫黄岳，天狗岳</td></tr><tr><td colspan="2">テント</td><td>6月1日から8月31日まで</td></tr></table> （平成 17 教委規則 4・追加，平成 30 教委規則 2・令和元教委規則 5・一部改正）	宿泊施設		使用できる期間	本館（管理棟）宿泊室		1月1日から12月31日まで	宿泊棟	編笠山，権現岳，西岳， 赤岳，阿弥陀岳，横岳	硫黄岳，天狗岳	テント		6月1日から8月31日まで
宿泊施設		使用できる期間																					
本館（管理棟）宿泊室		1月1日から12月31日まで																					
宿泊棟	編笠山，権現岳，西岳， 赤岳，阿弥陀岳，横岳， 硫黄岳，天狗岳																						
テント																							
宿泊施設		使用できる期間																					
本館（管理棟）宿泊室		1月1日から12月31日まで																					
宿泊棟	編笠山，権現岳，西岳， 赤岳，阿弥陀岳，横岳																						
	硫黄岳，天狗岳																						
テント		6月1日から8月31日まで																					